

**青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

職員の仕事と育児の両立をより一層支援するため、職員が配偶者の産前産後の期間において、育児に参加するための休暇を新設したいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例**

青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「母子手帳」の次に「(以下「母子手帳等」という。)」を加える。

第14条第1項中「妻」を「配偶者」に改め、「次項」の次に「および次条」を加え、同条第2項中「妻」を「配偶者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(育児参加休暇)

第14条の2 育児参加休暇は、職員がその配偶者の産前または産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。

2 育児参加休暇は、職員の配偶者の出産の日の翌日（職員に当該職員またはその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子（中学校就学の始

期に達するまでの子に限る。第4項において同じ。)がある場合には、当該配偶者の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、16週間前の日)から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。

- 3 育児参加休暇は、1日を単位として5日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。
- 4 育児参加休暇を請求するときは、職員の配偶者の母子手帳等(職員に当該職員またはその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、母子手帳等および職員またはその配偶者が当該養育の必要がある子と同居していることを確認できる書類)を提示しなければならない。ただし、任命権者が当該提示を不要と認めるときは、この限りでない。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。